

新潟県立中央病院 倫理即応部会規程

1 名称 倫理即応部会（即応部会）

2 役割

- （１）病院長による緊急諮問（特に治療）について協議し、答申する。
- （２）倫理委員会審査が不要であるとの判断をした、また軽微な事項の臨床研究について審査を行う。

＊人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

第６の２：倫理審査委員会への付議

第１７の３：迅速審査等

第１７の４：他の研究機関が実施する研究に関する審査

- （３）（１）及び（２）以外で、倫理的要素を含むことについて相談・支援する。

3 審査方法

- （１）２の（１）について、答申は協議に参加した部会員の賛成・反対・保留の人数で行い、反対・保留の意見を付記することを原則とする。（病院長を交えた意見交換もあり得る。）
- （２）２の（３）について
 - ① 全職員を対象。
 - ② 部会に諮るかどうかは部会長・副部会長が決める。
 - ③ 必要に応じて病院長への報告、倫理委員会での審議を図る。
- （３）結果を倫理委員会に報告する。

3 部会員等の構成

- （１）倫理委員会委員長は診療部、看護部、管理部の３部門から次のとおり部会員を選任する。
 - ① 診療部：医局長、副院長又は診療部長、他１名
 - ② 看護部：看護部長、看護副部長
 - ③ 管理部：事務長、事務長補佐
- （２）部会長、副部会長、事務局は次のとおりとする。
 - 〔部会長〕倫理委員会委員長
 - ※部会長に事故等がある時は、倫理委員会副委員長がその職務を代行する。
 - 〔副部会長〕医局長、看護部長、事務長（各部門からそれぞれ１名）
 - 〔事務局〕倫理委員会の事務局

4 部会の招集

- （１）部会長、副部会長が招集し、司会する。
- （２）３部門の部会員が必ず参加することとし、可能な限り最多数の部会員の招集を基本とするが、必要に応じ部会長が召集範囲を決める。
- （３）必要に応じて参考人の出席を求める。

5 事案の受付について

事務局に申請する。

附則 この規程は、平成３０年 ４月１日から施行する。

附則 この規程は、平成３０年１２月１日から施行する。

附則 この規程は、令和 ５年 ２月１６日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 1 2 月 2 2 日から施行する。
附則 この規程は、令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。